

江差町都市計画マスタープラン 立地適正化計画〔概要版〕

歴史・文化・人々の絆が

暮らしを彩り

新しい出会いと

賑わいを生み出す

工工町・江差

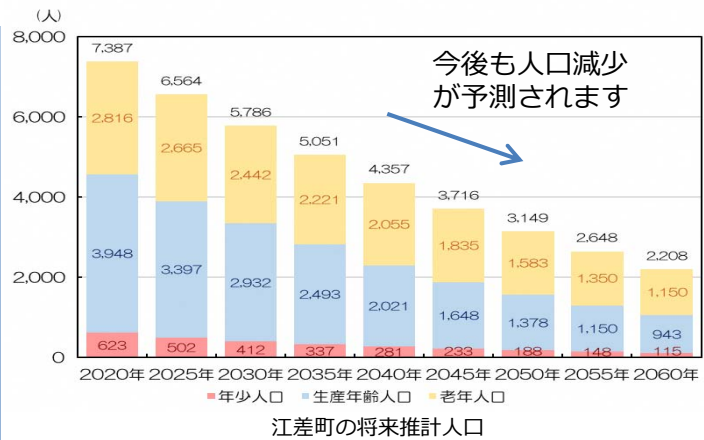
令和2(2020)年 3月

江差町

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランとは、「都市計画法」に基づいた計画で、概ね20年後のまちの将来像を共有しながら、今後の**まちのつくり方や使い方**を示していくものです。

人口減少や少子高齢化を背景に、財政状況が一層厳しくなることが予想されます。また、これまでに作ってきた建物や道路・公園等の施設をどのように維持・更新していくかも大きな課題です。これからのまちづくり、まち使いでは、これらの課題への対応が求められています。



江差町には、歴史的な建物や江差追分、姥神大神宮渡御祭など人々の暮らしに根差した文化など、後世に伝えるべき遺産がたくさんあります。また、住民の顔が見える緊密なコミュニティが築かれており、地域の文化、活動に反映されています。



都市計画マスタープランでは、それらの江差の良い所を守り伝え、調和を図りながら持続可能なまちづくりを進めていくことが求められます。

江差のまちづくりに求められるキーワードは・・・



これらを踏まえ、以下のまちづくりのテーマに沿って、都市づくりを進めていきます。

**“歴史・文化・人々の絆が暮らしを彩り、
新しい出会いと賑わいを生み出す 工工町・江差”**

都市計画マスタープランでは、将来必要なまちの機能は何かを、

- 住宅地などの“ゾーン（面）”
- 商店街や観光エリアなどの“拠点”
- 各地をつなぐ道路・交通の“ネットワーク（軸）”

といった都市構造として、それぞれの在り方や必要な取り組みを整理します。

都市計画マスタープランの特徴は、以下のとおりです。

1. “公民連携”で創意工夫をし、みんなでまちを盛り上げることが大事

- 人口が減り、財政も厳しくなる中、まちをもっと元気に、住みよくするためには、公共工事や行政のサービスだけでは限界があります。
- 計画の実現にあたっては町民はもちろん、企業の参加や連携を通じて、老若男女が創意工夫によりまちを盛り上げていくことが重要です。

今のままだと・・・
・設備が壊れてしまった
・直すお金がない
・若い人が減った

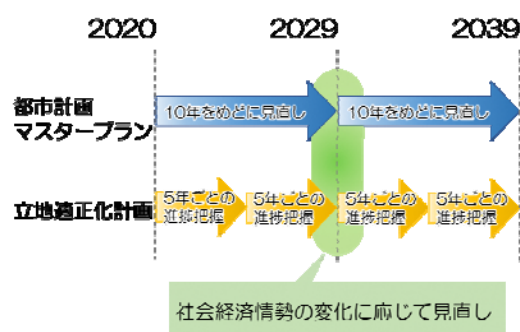
これまでのまちづくり
“協働”は意識してきたが、
行政主導で引っ張ってきた部分が
あったかもしれない・・・

これからの“公民連携”の
まちづくり
民間主導で、様々な主体が参加し、
みんなの知恵や熱意を取り込めば、
もっと盛り上がる！



2. 適宜進捗を把握し、必要に応じて取り組みを見直します

- 江差町では、計画の始期を同じくする江差町総合計画（令和2年度～）、後述する「立地適正化計画」、その他の関連する個別計画と連携を図り、市街地の人口動向や都市機能の拠点への集まる状況などを定量化し、進捗を確認していきます。
- また、計画の将来像は20年後を見据えていますが、社会経済情勢の変化などに応じて柔軟に見直し、実効性のある取り組みから展開していけるようにします。



3. まずは身近な取り組みからはじめましょう！！

- まちづくりは単に建物や道路をつくるのではなく、それらをみんなで『使って』生き生きと暮らしていくことが大事です。「江差にこんな場所があったら素敵」といったアイデアをどんどん出し合い、江差が元気になる、まちづくりの“ツボ”になる取り組みを考え、実行していきましょう。

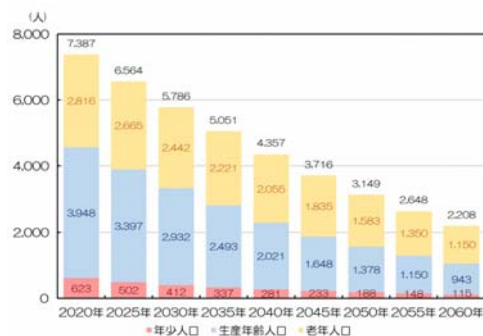
例えば・・・

空き地、空き家を活用した活動拠点、道路空間を賑わい空間に活用 など

江差町の現況

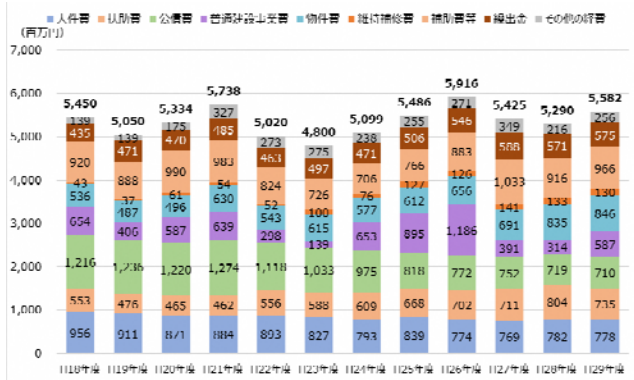
人口	・昭和40年のピーク（15,380人）から平成27年には46% 減（8,248人） ・平成27年の老年人口割合は34.4%、年少人口割合は9.9% ・世帯数は平成12年をピークに減少し、世帯規模も1・2人世帯に縮小傾向 ・平成27年の地区別人口では、南が丘、円山、豊川町等が多いが、直近20年では伏木戸町、柳崎町が人口増
土地利用	・行政区域面積10,948haのうち都市計画区域1,537ha ・商業系用途：本町・新地町（商業）、姥神町国道沿線（近商）など ・工業系用途：中歌町港湾部（工業）、姥神町港湾部（準工）、東山地区、砂川地区（準工）など ・住居系用途：海岸沿等（一住）、内陸部、山の手（一中高・二中高）、商業地周辺（二住） ・準防火地域と臨港地区の指定
道路交通	・都市計画道路：9路線、総延長11.31km ・市内には函館バスの路線バスが運行。平成26年にJR江差線が廃線
都市施設	・都市計画公園：4箇所、合計面積22.28ha ・公共下水道供用面積は100ha（進捗率36.9%） ・下水道処理区域内の戸数は1,804戸（うち接続可能戸数は61.4%）
災害	・円山、桧岱地区等に土砂災害特別警戒区域 ・都市計画区域北部の柳崎町では、厚沢部川の洪水浸水が想定されている
財政	・平成29年度：歳入約57億円、歳出約56億円 ・歳入は、地方交付税が約42% ・歳出は補助費等が17%、物件費15%、人件費14%、扶助費13%
歴史・文化・景観	・中世より蠣崎氏・松前藩の交易により発展。17世紀後半からニシン漁で繁栄 ・箱館戦争の舞台の一つに。旧幕府軍の軍艦、開陽丸が江差沖で沈没 ・昭和に都市基盤の整備が進み、戦後に都市計画区域の指定、様々な中核施設が整備 ・江戸時代に形成された町家の街並み：現在の「いにしえ街道」 ・いにしえ街道沿いに姥神大神宮があり、姥神大神宮渡御祭は多くの人々で賑わう

将来推計人口



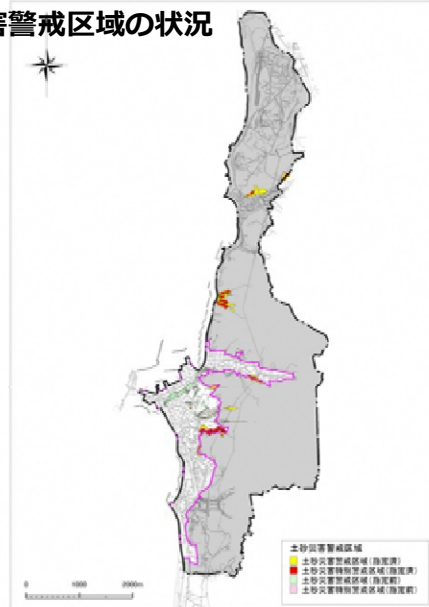
資料：江差町人口ビジョン（第1期）、国立社会保障・人口問題研究所

歳出の推移



資料：市町村別決算状況調（総務省）

土砂災害警戒区域の状況



資料：国土数値情報（国土交通省国土政策局）

◆町民アンケート結果◆

- 車の保有状況：「家で車をもち、自分も運転している」割合が71.0%。また郊外部などで車への依存度が高い
- 重点課題：「商業地の賑わい」「観光地の賑わい」「空き地・空き店舗の活用」
- まちづくりで優先して望むもの：「保健・福祉・医療」「便利で使いやすい」「快適・安心に住める生活環境」の順
- 今後の居住意向：緑丘・円山、市街地南部、都市計画区域北部で転出の意向が高い（理由は生活が不便だから）

◆町民ワークショップ、策定委員会、その他の意見◆

- ・空き家の活用や車に頼らず暮らせる環境、健康増進、若者や家族連れなど様々な町民が集まれる場、観光の充実、観光客と町民の交流 など

**持続可能な
都市構造課題に向けた課題**
(→計画書本編p62～64)

**江差町の
都市づくりの課題**
(→計画書本編p65～67)

【テーマ】
(→計画書本編68)

人口

- ・若年者が働きやすい環境の構築、買い物・通勤等の生活利便性、医療・福祉環境の向上
- ・中心部（上町・下町エリア）では、多世代が安心して暮らすことのできる環境を構築、市街地内の居住を促進
- ・北部地区や南部地区では、暮らしやすい居住環境を維持

土地利用

- ・空き地・空き店舗の活用による中心市街地の魅力向上
- ・江差市街地の辺縁部や白地地域における土地利用のあり方を策定

都市交通

- ・サービス水準の維持および補完策の検討
- ・路線バスの徒歩圏内に含まれない地域やバス利用が困難な地域への対応
- ・地域間ネットワークを充実によるサービスの平準化

経済活動

- ・生産性や付加価値向上のための取り組み
- ・観光しやすい環境づくりなど、リピーター確保に向けた取り組み

財政

- ・民間や町民の知恵や人的資源を活かし、生産性（付加価値）の高い土地利用を実現
- ・公共施設の更新費や維持管理コストの適正化

地価

- ・人の行き来を増やすことによる周辺の住環境、中心市街地の利用価値を向上

災害

- ・防災対策や拠点での災害時対応機能の充実および居住誘導の際、安全な市街地環境の確保
- ・沿岸部では、津波災害への安全対策の推進

都市機能

- ・地域格差をなくすため、サービス水準の維持、公共交通等のネットワーク強化
- ・市街地特性や動向を踏まえ徒歩による回遊性向上、公共交通によるネットワークの強化

都市施設

- ・人口の定着が厳しい地区では、公共施設やインフラ等の更新・改善のあり方の再考
- ・国土強靱化、環境負荷低減の観点を加味した都市基盤の整備

“継承”

①自然環境、歴史的環境との調和と都市の継承が必要

“利便性・安全性”

②将来にわたる生活利便性の確保が必要

“都市経営”

③人口減少社会に対応した持続的な都市・地域経営が必要

“交流・雇用の場”

④交流促進・雇用創出につながる魅力ある都市空間づくりが必要

“絆”

⑤持続的なコミュニティ安心して住め環境の確保が必要

歴史・文化・人々の絆が暮らしを彩り
新しい出会いと賑わいを生み出す
江差町・江差

【テーマ】

【基本目標】

歴史・文化・人々の絆が暮らしを彩り
新しい出会いと賑わいを生み出す
工工町・江差

目標1

歴史や文化を活かし、多世代が気軽に集まって交流する回遊型のまちなかづくり

目標2

地域の絆を感じながら、安心して暮らし続けることのできる居住地づくり

目標3

都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくり

目標4

農林水産業の振興や都市・地域の健全な発展を促す“適材適所”の土地利用の実現

【将来都市構造】

1.広域・都市レベル

檜山管内の生活サービスの拠点、ネットワーク
道南圏日本海側の観光・交流拠点

2.市街地レベル

町内の中核的なサービス機能ネットワーク
季節や行事に合わせ町民が憩える交流拠点

3.地域・コミュニティレベル

身近な環境で支え合い豊かに暮らせる
拠点・ネットワークづくり

将来都市像実現の3つの視点

個々の魅力を
認知し、
磨きあげる

個々の魅力を
マッチング・連携
させる

自分たちの暮らし
や活動に組み入れ、
使い倒す

「公民連携」が基本

○各レベルで位置づけられる拠点・軸・ゾーンの内容を総括すると以下の通りです。
 ○これらの都市構造の各要素を踏まえ、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の具体的な内容に反映していきます。

区分	拠点	軸	ゾーン
広域・都市レベル	【メイン拠点】 ○かもめ島周辺観光・交流拠点 ○上町賑わい中心拠点 ○下町交流・サービス拠点 ○柳崎・伏木戸町広域サービス拠点 【サブ拠点】 ○北部地区田園・生活サブ拠点 ○日明地区福祉・保養・生活サブ拠点	○広域連携軸 ・国道227号、228号、229号 ・函館江差自動車道 ○既存バス路線ネットワーク	○都市地域 ・江差市街地、北部・日明エリア（都市計画区域内） ○農業地域 ・水堀町、越前町、中網町、小黒部町、朝日町、鰯川町 ○森林地域 ・東山、桧岱、萩ノ岱、砂川、町民の森、檜山古事の森
市街地レベル	○かもめ島周辺観光・交流拠点 ○上町賑わい中心拠点 ○下町交流・サービス拠点	○まちなか回遊ネットワーク ○既存バス路線ネットワーク ○新たな移動サービスによるネットワーク	○商業地 ○住宅地 ○工業地
地域・コミュニティレベル	○身近な拠点の形成・運営 ・空き店舗・空き地の活用、リノベーション ・既存の集会施設の活用。 更新時の多用途複合化 ・その他公園・広場、空き地、社寺、蔵	○商店街の目抜き通りや路地空間 ○高台への避難路	



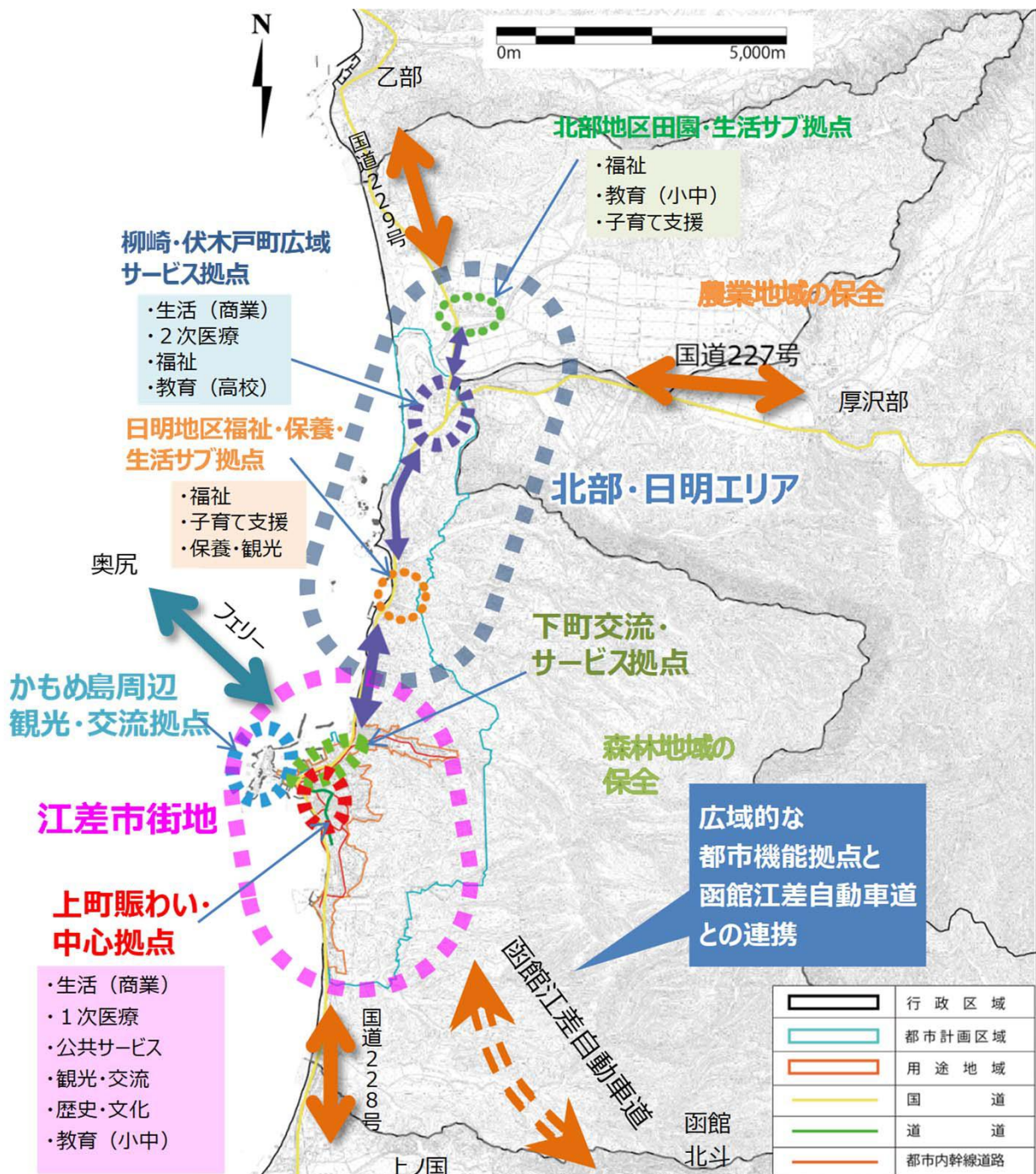
都市計画 マスタープラン	商業地、沿道業務地、高度利用住宅地	道路・交通の方針	土地利用の方針
立地適正化計画	都市機能誘導区域	基幹的な交通ネットワーク	居住誘導区域（用途地域内）

都市の将来像（必要な拠点やネットワークなど）を定めます。

- 広域（檜山管内）の中心である江差は、これまでの国道等の幹線道路や奥尻島へのフェリー航路のほか、函館江差自動車道の整備を促進し、交通のネットワークを強化していきます。
- また、都市計画の用途地域（建てられる建物用途が規制を受ける地域）である江差市街地以外にも、北部・日明エリアに市街地が形成され一定の機能で町民生活を支えていることから、これらのエリアも含めて拠点を位置づけ、必要な機能の維持を図ります。

広域・都市
レベル

檜山管内の生活サービスの拠点、ネットワーク、 道南圏日本海側の観光・交流拠点



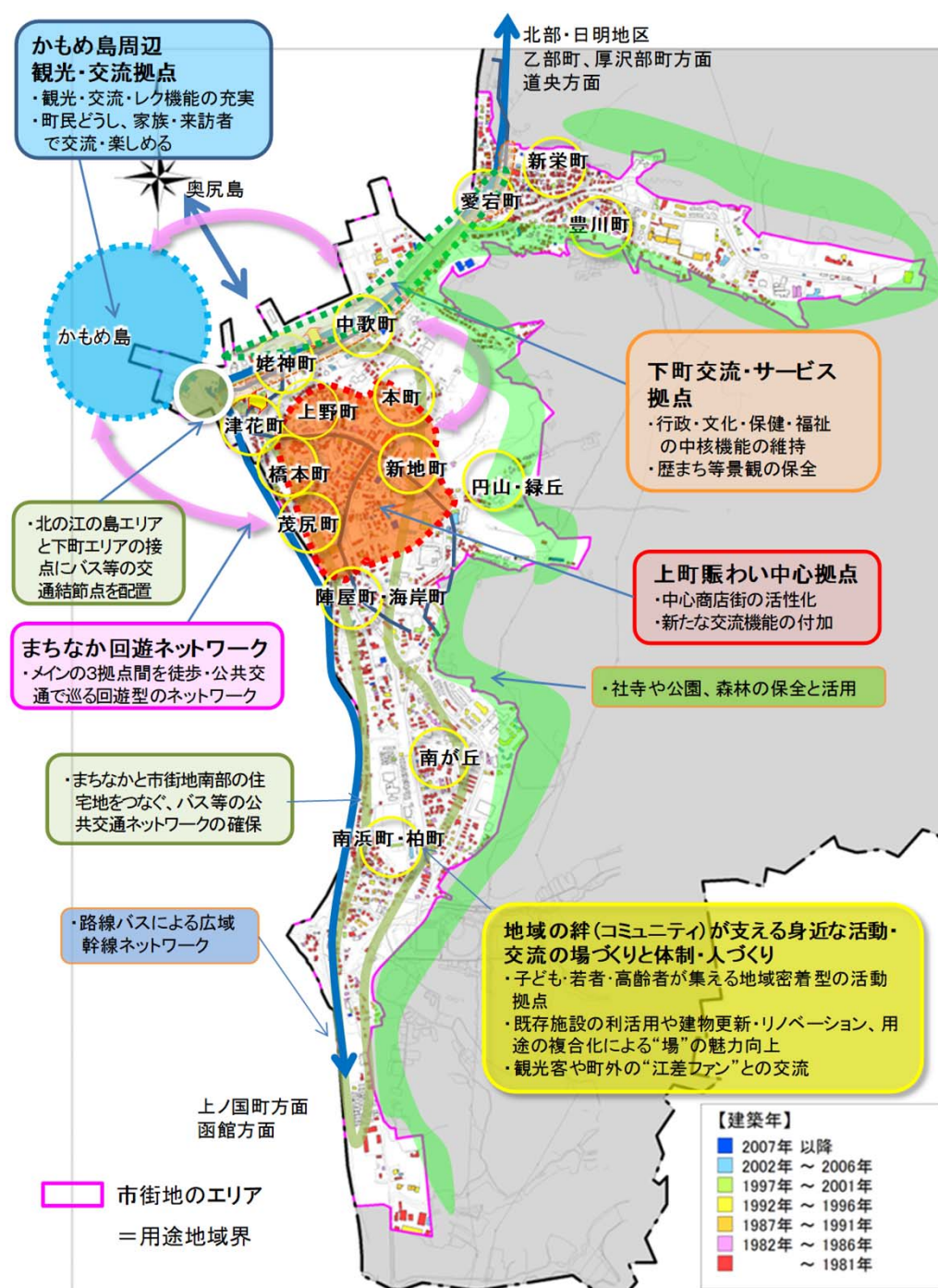
※都市構造実現に向けた具体的な方針・取り組みについては、「江差町都市計画マスタープラン 江差町立地適正化計画」計画書本編を参照ください。

<https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/chousei/content0289.html>

- 江差市街地では、かもめ島周辺の観光交流エリアの整備、江光ビル跡地や法華寺通り商店街を含む上町の賑わい再生、歴まち地区の歴史的な街並みの保全・活用などを進め、メイン拠点の形成を図ります。
- また、市街地内は拠点から行き来がしやすいよう、道路や公共交通のネットワークを強化するとともに、それぞれのコミュニティや文化活動が維持しやすい“身近な拠点”など集まる場づくりを支援していきます。

市街地レベル
(江差市街地)

町内の中核的なサービス機能ネットワーク 季節や行事に合わせ町民が憩える交流拠点



(1) 土地利用の方針 (→計画書本編p79~84)

- 江差町の都市構造の実現に向けては、市街地の拡大を抑制することを基本として、それぞれの市街地・拠点が町民の暮らしを支えていけるよう、持続可能な土地利用を進めます。
- 拠点においては、かもめ島周辺、上町エリア、下町エリアを中心に生活利便機能の確保、交流機能の強化など、公民連携により、エリアマネジメントの視点も検討しながら進めていきます。(かもめ島周辺の観光・交流拠点整備と、旧江光ビル跡の活用を核とした上町エリアの拠点整備に重点)
- 居住エリアにおいては、これまでの緊密なコミュニティ維持に向け、様々な分野の施策と連携しながら身近な拠点の形成、生活サービスを支える移動ネットワークの充実、安全な居住環境の確保を公民連携で進めます。



歴まち商店街

(2) 道路・交通の方針 (→計画書本編p85~89)

- 江差の発展を支える広域交通ネットワークは、江差港や海沿いの幹線道路(国道)に加え、函館江差自動車道整備の実現に向けた様々な取り組みを積極的に進めていきます。
- 江差町は海岸線沿いの下町と丘陵地の上町をつなぎ、また、そこからそれぞれの地域へと延びる主要幹線道路に沿って、市街地の整備が進められてきています。既存の道路網を生かしつつ、目指すべき将来都市像を踏まえた公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 江差市街地の道路網は、坂道や道幅の狭いところもありますが、古きよき路地の空間や、変化に富んだ街並み景観、眺望を生み出しており、江差の歴史に思いを馳せることができるとともに、祭りやイベントを行う場として重要な空間資源です。今後も道路空間の価値を尊重しつつも、必要に応じてバリアフリー化や安全対策、賑わいづくりに向けた新たな活用策を講じていきます。
- 公共交通については、JR江差線の廃線や高齢化の進行を背景に、北部地区・南部地区のサービスの配慮はもちろん、市街地内のきめ細かな公共交通サービスを改めて検討していきます。

(3) 公園・緑地(水・緑)の方針 (→計画書本編p90~94)

- 江差町には、歴史的な資源、風致と結びついた公園・緑地がいくつもあります。江差ならではのストーリーに基づき、緑と歴史的資源をセットにして守り、活用していく取り組みを進めていきます。
- 都市機能の観点からみると、市街地形成の歴史は古く、平地が少ないことなどから、都市計画的な配置の考え方に基づいた公園の確保数は決して多くはないため、子どもの遊び場を求める声も多く聞かれます。
今後は、今ある公園の適切な維持管理を図りつつ、地域の創意工夫による利活用を図ることに重点を置き、取り組みを進めていきます。



江差町運動公園

(4) 供給・処理施設の方針 (→計画書本編p95～97)

- 上下水道をはじめとする供給処理施設においては、全国的に進む施設の老朽化、各地で頻発する地震災害などを背景に、施設の更新や長寿命化、耐震化といった対策がより重要視されてきています。
- 江差町においても厳しい財政状況にありますが、これらの動向を受け、町民の理解や近隣自治体の協力・連携を得ながら、持続可能な都市づくりに資するインフラ整備の取り組みを着実に進めていきます。



下水道管理センター

(5) 都市景観の方針 (→計画書本編p98～103)

- 江差町にとって景観づくりは、快適さや潤いを提供するだけでなく、周囲の自然や歴史的な遺産と結びつくことで、内外に発信できる重要な観光資源の一つになっているといえます。
- 「いにしえ街道」を中心に長らく展開してきた「歴史を生かすまちづくり」の取り組みを更に推進していくことが重要です。
- また、「日本で最も美しい村」連合への加盟、「歴史文化基本構想」の策定、「日本遺産」の認定、「江差追分に町民みんなで親しもう条例」の制定により、歴史的遺産の保存・活用に関しては新たな局面を迎えつつあります。今後はこれらを踏まえた新たな景観づくりの取り組みを町民みんなの思いやアイデアを取り入れながら、公民連携により展開していきます。



姥神大神宮渡御祭の囃子

(6) 防災まちづくりの方針 (→計画書本編p104～106)

- 江差町では、近年は台風や地震、津波による目立った被害は見られませんが、海沿い、また急傾斜のある丘陵地形に市街地が形成されていることから、津波や土砂災害が起きても被害を最小に抑えられるようにソフト・ハード両面の対策を着実に進めていきます。



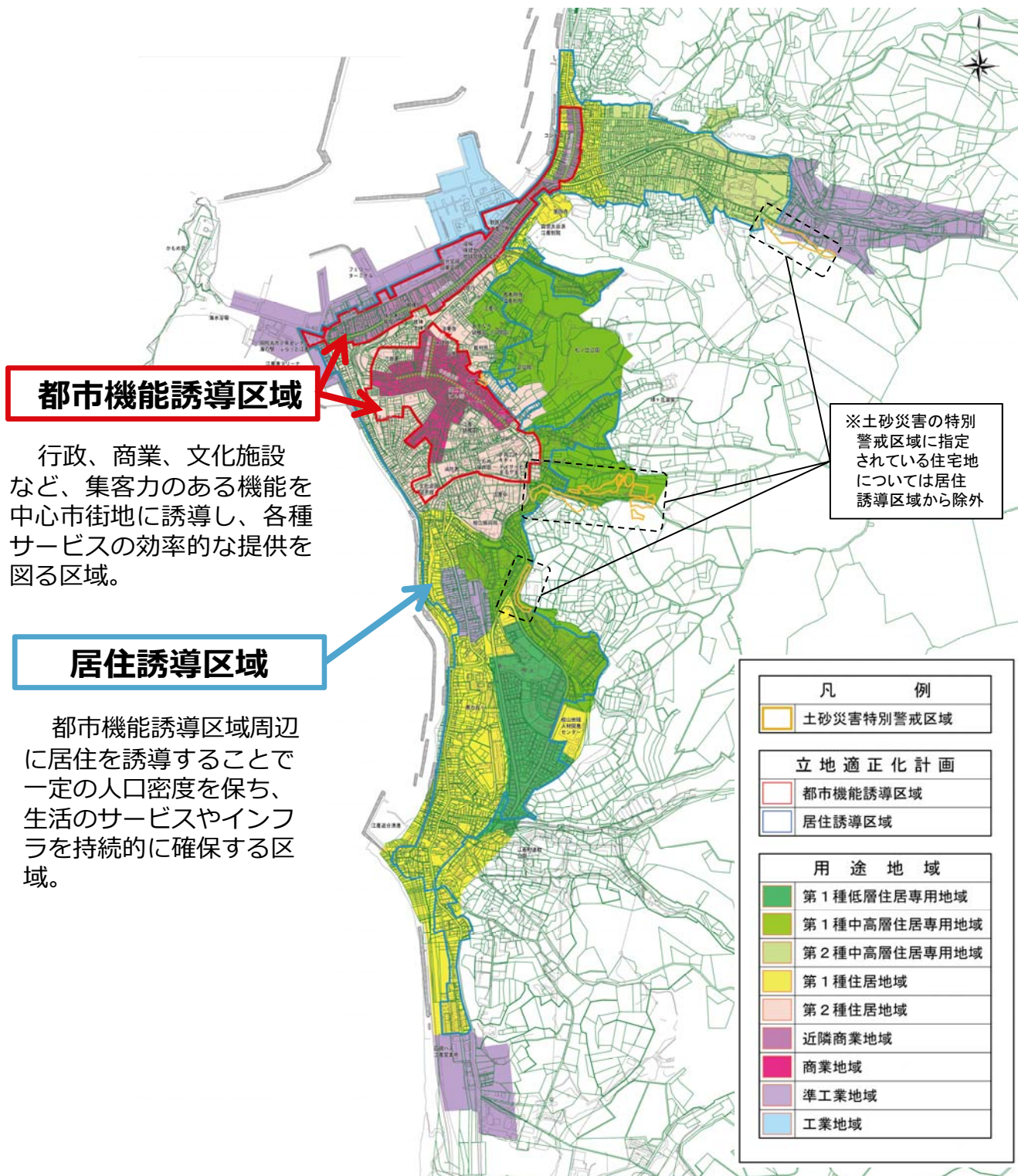
小学校での1日防災学校



防災ハザードマップ

都市計画マスタープランと連動して「立地適正化計画」を策定・推進します。

- 立地適正化計画は、「都市再生特別措置法」に基づく計画で、その内容は都市計画マスタープランで定められた方針の実現のための施策と連動しています。
- 立地適正化計画を策定することで、拠点に集約したい都市の機能を位置づけたり、居住の密度を維持したい（または高めたい）場所を位置づけ、誘導策を講じることが可能になります。



○立地適正化計画では、前頁のように「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」を定めますが、その際、誘導区域の外で誘導すべき施設や一定規模以上の住宅を建てる場合には、事前に江差町への届出が法律（都市再生特別措置法）により義務付けられます。

・都市機能誘導区域^外で以下の行為を行おうとする場合

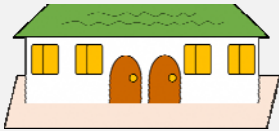
- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物の改築により誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合
- 誘導施設を有する建築目的の開発行為を行おうとする場合

・都市機能誘導区域^内で今ある誘導施設を休廃止する場合

【誘導施設】

行政施設、医療施設、福祉施設（通所）、子育て支援施設、商業施設、金融施設、文化施設、集会・交流施設

・居住誘導区域^外で以下の住宅開発等の行為を行おうとする場合

開発行為	○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為  ○1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 
建築行為等	○3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

江差町への届出が必要（着手または休廃止の30日前まで）

※届出制度の詳細については、『江差町立地適正化計画 届出制度の手引き』を参照ください。

<https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/chousei/content0290.html>

立地適正化計画の誘導方針と定量的指標について

〇まちづくり方針で定めた基本目標に対する誘導方針、及びそれらの達成度合いを把握するための定量的な目標の指標は以下の通りです。

誘導の方針と定量的目標

基本目標	定量的な目標の指標	現状	目標値（20年後）
目標 1 歴史や文化を活かし、多世代が気軽に集まって交流する回遊型のまちなかづくり <誘導方針> ・上町、下町、かもめ島周辺を都市のメインとなる拠点に位置づけ、交流など都市活動や生活利便を支える中核的な機能を集約 ・これら機能を周辺と繋ぐための、歩行者や公共交通等による回遊ネットワークを構築	・都市機能誘導区域内に誘導・整備した施設数（関連する道路・広場の整備も含む） ・都市機能誘導区域内で実施した賑わい創出のための社会実験等の実施件数 ・都市機能誘導区域内に空き家リノベーションなどで形成した賑わい拠点の件数 ・開陽丸青少年センター入館者数 ・追分会館入館者数（まちなか回遊による、主要施設利用者数の確保）	— — — ・ H30 16,857人 (H26-30 平均19,045人) ・ H30 13,043人 (H26-30 平均15,308人)	・ 上町賑わい中心拠点に1件以上 ・ 下町交流・サービス拠点、かもめ島周辺観光・交流拠点に1件以上 ・ 上町賑わい中心拠点に3件以上 ・ 下町交流・サービス拠点、かもめ島周辺観光・交流拠点に3件以上 ・ 上町賑わい中心拠点に2件以上 ・ 下町交流・サービス拠点、かもめ島周辺観光・交流拠点に2件以上 ・ 5年平均と同水準を維持
目標 2 地域の絆を感じながら、安心して暮らし続けることのできる居住地づくり <誘導方針> ・ まちなかのメイン拠点とその後背圏では、一定の居住密度が保てるよう居住誘導 ・ 世代の交流、地域の互助活動の考えを基本に歴史・文化・コミュニティの維持・継承を図るための“身近な拠点”の誘導	・ 総人口に対する、居住誘導区域内人口の割合 ・ 居住誘導区域内における空き家活用による住居の確保件数 ・ 居住誘導区域内に空き家リノベーションなどで形成した身近な拠点の件数	・ 54.4% (平成27年国勢調査) — —	・ 57.8% (令和17年) ・ 10件以上 ・ 3件以上
目標 3 都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくり <誘導方針> ・ まちなかと郊外や町外の機能を結ぶ交通ネットワーク確保 ・ 市街地郊外からまちなかへの交通ネットワークの確保・充実 ・ 広域路線バスと市街地内公共交通の乗り換えを円滑にする交通結節点の強化	・ 町内の路線バスの日当たり便数	・ 上下60便	・ 上下60便を維持 ※目標3の移動ネットワークづくりに関する定量的な目標については、今後「地域公共交通網形成計画」の策定において新たな指標の導入を検討していきます。

立地適正化計画の誘導施策について

○都市機能誘導区域及び居住誘導区域への誘導を図るため、以下の施策を検討、設定し、取り組みを進めていきます。

誘導施策の一覧

区 分		想定する取り組み	備考
都市機能誘導区域	区 域 内	①公民連携による都市機能の集約化 ・誘導施設建設の際の、国等の支援制度の活用 (都市機能立地支援事業等) ②歩行者中心、まちなかへのアクセス強化 ・区域内の駐車場配置適正化区域の検討 ・まちなかへのアクセス強化を図る、公共交通網や交通結節点の形成 ③賑わい創出やコミュニティ・絆を維持するための取り組み ・低未利用土地権利設定等促進計画の導入検討 ・空き地・空き家の活用、リノベーションなどによる賑わい拠点の形成 ・エリアマネジメント活動に向けた取り組みへの支援、道路空間や店先を活用した賑わい空間の検討、普及啓発支援 ・地域の自主的なまちづくりルールの制定(都市利便増進協定など) ・賑わいの空間における、公共空間(コモンズ)の共同管理の推進 ④届出制度(都市機能誘導区域内) ・区域内の誘導施設の休廃止の際の届出制度	
	区 域 外	⑤届出制度(都市機能誘導区域外) ・区域外での誘導施設の建設の際の届出制度	
居住誘導区域	区 域 内	①居住を誘導するための取り組み ・公営住宅の居住誘導区域内への移転建替え ・フラット35の支援制度の活用(住宅金融支援機構) ・空き家の活用、リノベーションの促進 ・定住促進、移住支援策との連携 ②安全性・交通利便性を確保するための取り組み ・不良住宅、空き家の除却の推進 ・新たな公共交通システムの検討 ・地域を支える福祉・医療施策との連携 ③コミュニティ・絆を維持するための取り組み ・空き地・空き家を活用した身近な拠点の形成 ・低未利用土地権利設定等促進計画の導入検討 ④居住区域の安全性確保 ・高台への避難路の整備 ・その他、津波等への対策	
	区 域 外	⑤届出制度(居住誘導区域外) ・区域外での住宅建設の際の届出制度	
用途地域外		(・白地地域における特定用途制限地域の検討) (・町による屋外広告物の規制) → 柳崎町、伏木戸町 及び(仮称)江差IC周辺	伏木戸・柳崎地区に対する何等かのコントロール手法について検討

江差町、美
江差。
えさし
E-SASHI, HOKKAIDO



—江差町役場建設水道課—

〒043-8560

北海道檜山郡江差町中歌町193番地1

TEL 0139-52-6714

FAX 0139-52-0234

URL <https://www.hokkaido-esashi.jp/>